

基礎研 レポート

年金の「第3号被保険者」廃止論を 3つの視点で整理する（前編）

－ 制度の概要と不公平感

年金総合リサーチセンター公的年金調査室長・上席研究員 中嶋 邦夫
(03)3512-1859 nakasima@nli-research.co.jp

次期年金改革案の取りまとめを見据えて、経済団体や労働組合から国民年金の第3号被保険者制度の中期的な廃止が相次いで提言されている¹。一方で、これらの提言や当制度の廃止を求める意見には理解が難しい点があり、社会保障審議会の年金部会では賛否が分かれるなど²、軽々には語れない論点でもある。そこで本稿（前後編）では、制度の概要を確認した上で、「不公平感」「就業抑制」「財源のあり方」の3つの視点に絞って整理を試みる。今回の前編では、制度の概要と不公平感を取りあげる。

1 ―― 第3号被保険者制度の概要：厚生年金が優先適用され、30年前から一貫して減少

1 | 誰が該当するか：

厚生年金加入者に扶養される年収130万円未満の配偶者で、厚生年金に加入していない人

公的年金の加入者は大きく3つに区分される。まず、70歳未満の正社員などは厚生年金の加入者（かつ国民年金の第2号被保険者）となる³。次に、厚生年金加入者に扶養される年収130万円未満で日本に居住する20～59歳の配偶者が国民年金の第3号被保険者となる⁴。最後に、日本に居住する20～59歳の人で、厚生年金加入者にも第3号被保険者にもならない人は、第1号被保険者となる⁵。

第3号被保険者の年収要件は130万円未満だが、厚生年金が優先して適用されるため、年収が130

¹ 発表順に、関西経済連合会（関経連）「社会保障を中心とする税財政に関する提言～財政健全化、経済成長、国民の安心を支える社会保障制度の確立に向けて～」(2024.10.16 公表)、日本労働組合総連合会（連合）「働き方などに中立的な社会保障制度（全被用者への被用者保険の完全適用、第3号被保険者制度廃止）に対する連合の考え方」(2024.10.18 確認)、日本商工会議所（日商）・東京商工会議所（東商）「年金制度改革に関する提言」(2024.11.21 公表)、経済同友会「現役世代の働く意欲を高め、将来の安心に備える年金制度～多様性を包摂し、公平・中立・簡素な制度へ～」(2024.12.02 公表)。

² 社会保障審議会 年金部会（2024.11.15）議事録。

³ 厳密には、65歳以上は厚生年金の加入者となっても国民年金の第2号被保険者とはならない。この理由は、国民年金に加入すると受け取れる老齢基礎年金では、標準的な受給開始年齢が65歳であるためである。

⁴ 「第何号被保険者」という呼び方は厚生年金にも存在するが、一般にはあまり認知されておらず、全箇所に記載すると読みづらくなるため、以降では「国民年金の」と付けずに単に「第何号被保険者」と記載する。なお、厚生年金の第1～4号被保険者は、2015年10月に被用者年金一元化が実施される前の各制度の加入者（旧厚生年金加入者[＝会社員等]、国家公務員共済加入者、地方公務員共済加入者、私学共済加入者）を指す。

⁵ 第3号被保険者の配偶者が退職して厚生年金の加入者でなくなった場合は、第3号被保険者から第1号被保険者に異動して国民年金保険料の対象者となる。

万円未満であっても厚生年金の対象者となる勤務状況や賃金の場合は第3号被保険者にならず、厚生年金の加入者となる（図表1の上段右）。言い換えれば、いわゆる130万円の壁が問題となるのは厚生年金の対象者とならない勤務状況の場合（図表1の下段）に限られ、いわゆる106万円の壁が問題となる勤務状況の場合（図表1の上段）には106万円の壁だけが影響し130万円の壁は影響しない。

図表1 公的年金制度における厚生年金加入者の配偶者の扱い(被保険者区分)

勤務状況↓\年収→	106万円未満	106～130万円	130万円以上
勤務先企業が社員50人超 かつ 所定労働時間が週20時間以上 かつ 学生以外	国民年金 第3号被保険者 (直接の保険料負担なし) →基礎年金を受給	厚生年金加入者 かつ 国民年金第2号被保険者 (厚生年金保険料を負担 [本人分 月8,052円～(報酬比例)・企業分も同額]) →基礎年金と厚生年金を受給	
勤務先企業が社員50人以下等 または 所定労働時間が週20時間未満 または 学生	国民年金 第3号被保険者 (直接の保険料負担なし) →基礎年金を受給		国民年金 第1号被保険者 (国民年金保険料を負担 [月16,980円]) →基礎年金を受給

(注1) 厳密には次のとおり。106万円＝所定内賃金月額8.8万円(残業代や通勤手当や賞与等は含まない)。130万円＝年間総収入(給与等以外の収入を含む)。社員＝短時間労働者以外の厚生年金加入者。学生＝夜間学生等を含まない。50人以下等＝社員50人以下または非適用業種の個人事業所。直接の保険料負担なし＝第3号被保険者は、制度上は配偶者の厚生年金保険料を共同で負担したものと認識されており、これに基づいて配偶者が受給する厚生年金のうち婚姻期間に対応する金額の離婚時分割(いわゆる3号分割)が認められている。受給＝年金額の計算に反映される。国民年金保険料[月16,980円]＝2024年度の金額。

2 | どの程度の規模か：

30年前のピークから約4割減少しており、女性においては20～59歳人口の約2割が該当

第3号被保険者は、共働き世帯の増加や厚生年金の適用拡大などにより、減少傾向が続いている。

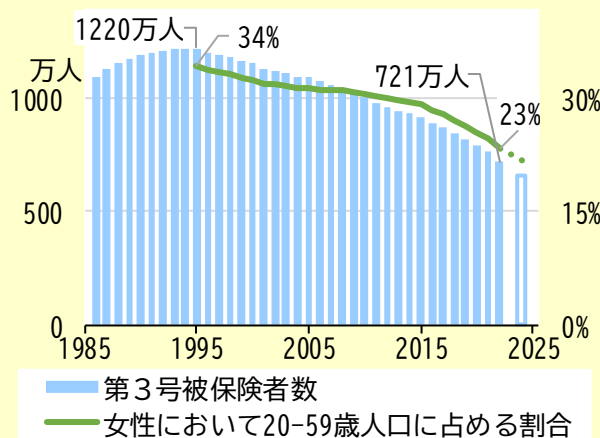
人数を見ると、ピークだった1995年度末の1220万人から、2022年度末には721万人へと約4割減少している。さらに、2024年7月に公表された将来見通しでは、2024年10月に実施された社員51～100人の企業で働くパート労働者への厚生年金の適用拡大を考慮して、2024年度末には660万人程度になると推計されている（図表2左の棒）。

また、現役世代の減少と第3号被保険者の98～99%を女性が占めていることを考慮して、女性の20～59歳人口に占める女性の第3号被保険者の割合⁶を見ると、1995年の34%が2022年には23%へと低下しており、2024年の見通しは22%程度となっている（図表2左の線）。この割合を年齢階級別に見ると、55～59歳では横ばいの傾向が見られる以外は、いずれの年齢階級でも比率が低下傾向にある（図表2右）。

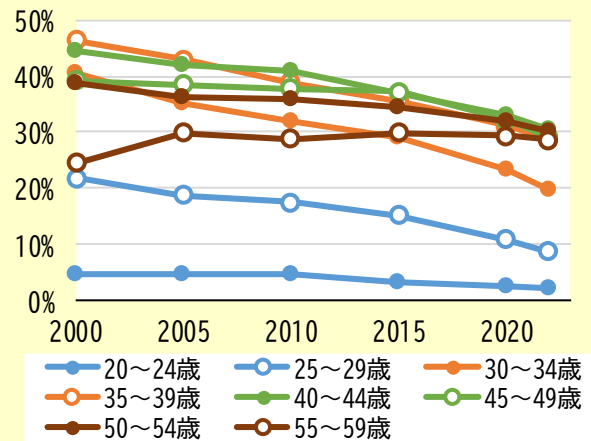
⁶ 年度末の被保険者数を10月1日現在の人口で割った値。

図表 2 第3号被保険者の人数や女性における人口に対する割合の推移

<全体>



<女性の年齢階級別>



(注1) 左図は、2022年度まで実績で、2023年度はデータがない。終端(2024年)は、2024年7月に公表された将来見通し(労働参加漸進ケース)。

(注2) 右図は点が付いている年のみを図示したもの(終端は2022年で、中間年のデータは使っていない)。

(注3) 左右どちらの比率も、年度末の被保険者数を10月1日現在の人口で割った値。

(資料) 社会保障審議会年金数理部会「財政状況報告」、総務省「人口推計」。

2 —— 不公平感：無収入の第3号なら共働きと不公平なし。廃止は第3号世帯への逆進的なペナルティに

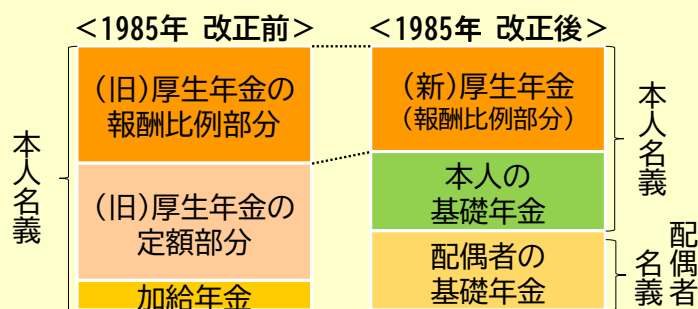
1 | 現行制度の評価 (1) なぜ保険料を負担しないのか：

第3号被保険者が受け取る基礎年金は、配偶者(主に夫)の旧厚生年金から分割したものだから

第3号被保険者制度に対しては、「専業主婦(夫)は保険料を納めずに基礎年金を受け取れて不公平だ」という批判をよく聞く。確かに、個人単位の「保険料を納めるか否か」に着目すれば不公平に見える。

しかし、第3号被保険者が保険料を負担しない仕組みには合理性がある。1985年改正で第3号被保険者制度が創設された際、第3号被保険者が受け取る基礎年金は改正前の(主に夫)の旧厚生年金の定額部分と加給年金から分割する形で創設された(図表3)。その際、旧厚生年金で計画されていた保険料の水準が新制度でも継続されたため、第3号被保険者は保険料を納めない仕組みになった。

図表 3 1985年改正前後の老齢年金のイメージ



(注1) 本人・配偶者とも65歳以降で、改正前に配偶者の年金がない場合のイメージ。

(資料) 社会保障審議会年金部会(2023.09.21)資料1 p.11

また、2004 年改正では、第 3 号被保険者は配偶者の厚生年金保険料を共同で負担しているという基本的認識が法律に明記され、この認識に基づいて元夫婦間の合意がなくても婚姻中の厚生年金の加入記録（厳密には改正施行以後の標準報酬）を 2 分の 1 ずつ分割できる仕組み（いわゆる 3 号分割）が認められた。

2 | 現行制度の評価（2） 負担と給付の関係：

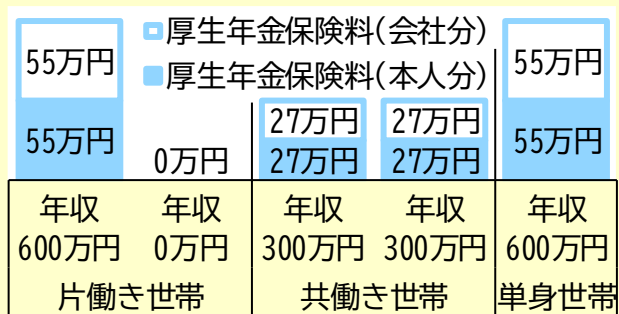
完全な片働き世帯なら共働き世帯と同じ。単身との差は第 3 号制度ではなく所得再分配の影響

世帯単位の負担と給付は、世帯収入が同じ片働き世帯と共働き世帯で同じになっている。負担については、厚生年金保険料は報酬に比例するため、世帯収入が同額であれば世帯で負担する保険料は同額になる（図表 4 左）。給付については、どちらの世帯も定額の基礎年金（1 階部分）を 2 人分受け取り、厚生年金（2 階部分）は現役時代の報酬に比例するため、世帯収入が同額であれば世帯で受け取る年金額は同額になる（図表 4 右）。

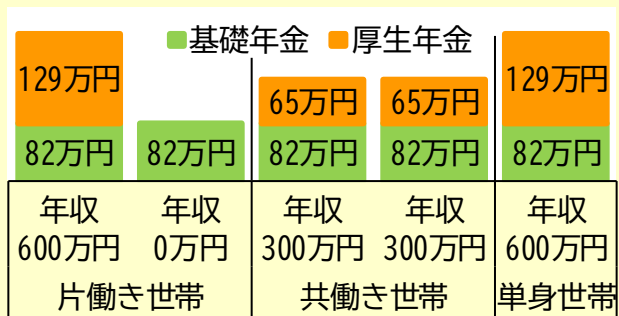
ただし、この説明は第 3 号被保険者に収入がない完全な片働き世帯の場合にだけ成り立つ。実際には第 3 号被保険者のうち約半数が就労しており、これらの世帯では保険料の対象にならない収入が存在する点で夫婦とも厚生年金に加入している世帯よりも有利になる。この点を改善するには、全ての被用者（給与所得者）に対して厚生年金を適用したり、第 3 号被保険者の収入基準をゼロ円に引き下げたりする必要がある⁷。

図表 4 現行制度での世帯単位の負担と給付の例
【世帯年収 600 万円で厚生年金に 40 年間加入する場合】

<支払う保険料(年額)>



<受け取る年金額(年額)>



(注 1) 2024 年度の金額。上記の年収(標準報酬)で 40 年間加入と仮定。
(注 2) 表示額での合計が若干異なるのは、表示時の四捨五入の影響。

なお、図表 4 で夫婦世帯と単身世帯を比べると、両者の負担は同じであるものの、単身世帯は基礎年金を 1 人分しか受給しない点で給付が少なくなっている。しかし、世帯員 1 人あたりの収入が同じ

⁷ この点を意識しているかは明確でないが、連合は、第 3 号被保険者の廃止に加えて、第 3 号被保険者の収入要件の撤廃と学生以外の全被用者への厚生年金の適用拡大を提言している。

夫婦世帯と単身世帯で比べれば、両者の負担と給付は同じになっている⁸。このように、世帯員1人あたりの収入が高い世帯（図表4では世帯年収600万円の単身世帯）が、世帯員1人あたりの収入が低い世帯（図表4では世帯年収600万円の夫婦の1人あたりや世帯年収300万円の単身者）と比べて不利になっているのは、第3号被保険者制度の影響ではなく、厚生年金に組み込まれている所得再分配機能の影響である⁹。両者を混同しないように気をつける必要がある。

また、図表4には記載していないが、扶養する配偶者が厚生年金加入者ではなく第1号被保険者である場合については、第3号被保険者に相当する制度がなく不公平だ、という意見が聞かれる。しかし、前述したように、第3号被保険者が受け取る基礎年金は扶養する配偶者の保険料に基づく旧厚生年金を分割したものである。これに対して、第1号被保険者の国民年金保険料は1人分の基礎年金を受給する前提で設定されており、扶養される配偶者の基礎年金給付までまかなえる水準にはなっていない。この点を改善するには国民年金保険料の引上げなどが必要になるが¹⁰、共働きが増加している傾向を踏まえれば、第1号被保険者の間で納得を得るのは難しいだろう。

3 | 第3号被保険者を廃止した場合の影響：

現行制度の公平さが崩れ、完全な片働き世帯に対する逆進的なペナルティに

冒頭で述べた経済団体や労働組合は、第3号被保険者制度を廃止して、第3号被保険者を第1号被保険者に移行することを提言している。しかし、このように制度を変更した場合は、現行制度よりも片働き世帯（厚生年金加入者と第3号被保険者の夫婦）の負担が増え、現行制度でバランスが取れている夫婦世帯間での公平性や世帯員1人あたり収入での公平性が崩れる（図表5）。特に、本人負担分は大きく増える。

共働き世帯や企業にとっては、第3号被保険者分の基礎年金の費用が不要となることで厚生年金保険料を引き下げられるため、現行制度よりも有利になる。他方で片働き世帯は、厚生年金保険料が下がったとしても国民年金保険料を新たに負担する必要が生じるため、世帯としては負担が増える。加えて、負担が増えても給付は増えないため、片働き世帯にとっては専業主婦（夫）でいることへのペナルティと受け止められる可能性がある。また、国民年金保険料は原則として定額であるため¹¹、片働き世帯にとっては逆進的なペナルティとなる¹²。審議会で、第3号被保険者制度の廃止に対して出る「応

⁸ 図表4では明示していないが、世帯年収600万円の夫婦の1人あたりと、共働き世帯の片方としての世帯年収300万円の単身者では、同じ給付と負担になっている。

⁹ 厚生年金加入者は、保険料負担が報酬比例であるのに対して、年金給付は定額部分と報酬比例部分で構成される。このため、例えば収入が1割増えると、保険料負担は収入に比例して1割増えるのに対して、年金給付は報酬比例部分が1割増えるものの定額部分が増えないため、年金給付全体の増え方は1割に満たない。このような仕組みによって、厚生年金加入者の間で所得再分配機能が発揮される。なお、厚生年金における所得再分配については、次期年金改革に向けて標準報酬の上限を引き上げることで所得再分配機能を高める案が議論されており、審議会の議論ではこの案への賛成が多い。

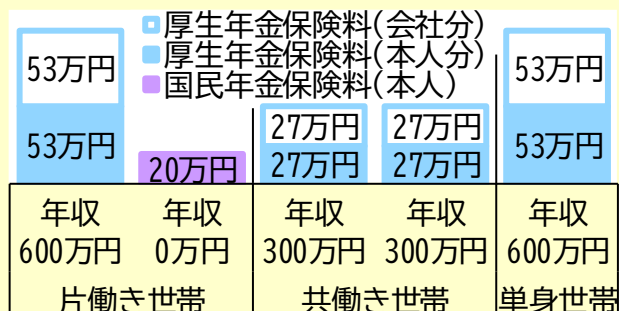
¹⁰ 2019年に産休相当期間の国民年金保険料の免除が創設された際は、国民年金保険料が月100円程度引き上げられた。2026年10月に始まる育児期間（最大1年）の国民年金保険料の免除の創設には、子ども・子育て支援金制度が活用される。

¹¹ 公的年金では応能負担（所得に応じた負担）が原則になっており厚生年金加入者間には所得再分配機能が働いているが、自営業では給与所得者（厚生年金加入者）と同じ形での所得捕捉や所得再分配が困難であるため、第1号被保険者については定額負担・定額給付（定額の国民年金保険料の負担と定額の基礎年金のみの給付）となっている。なお、国民年金保険料には世帯所得に応じた4段階の免除制度があるが、免除の程度に応じて年金額が減額される。免除の所得要件（前年の所得）は、全額免除で「32万円＋（扶養親族数＋1）×35万円」、半額免除で「128万円＋扶養親族数×38万円＋社会保険料控除等」、3/4免除で「半額免除の基準－40万円」、3/4免除で「半額免除の基準＋40万円」、である。

¹² 関経連は、第3号被保険者の廃止に加えて配偶者控除の廃止も提言している。配偶者控除の廃止は、第3号被保険者の廃止と異なり、累進税率により扶養する配偶者の所得者が高いほど影響が大きくなる（ただし合計所得が1000万円超の場合）。

能負担の原則に反する」という反対意見は、このような影響を示唆している。

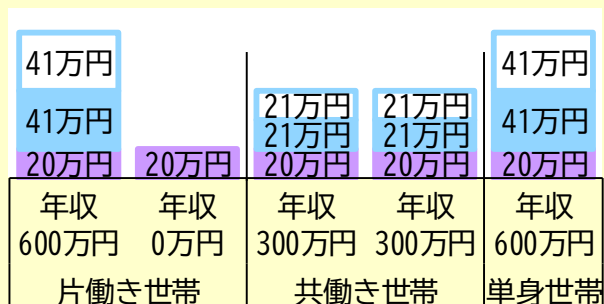
図表 5 第3号被保険者を廃止した場合の保険料【図表 4 と同じ世帯の場合・年額】



(注1) 筆者による粗い試算。2019年財政検証(追加試算での現行制度)を参考に、第3号被保険者分の基礎年金拠出金が不要になる影響で厚生年金の保険料率が労使計で0.6ポイント低下すると仮定。低下幅は厚生年金適用拡大の想定などで変わるが、片働き世帯の負担が共働き世帯より大きくなる傾向は同じ。
(注2) 給付は、当面は現行制度と同じだが、将来の見通しは現行制度と異なりうる(マクロ経済スライドの停止時期が変わりうる)。

このような片働き世帯に特化したペナルティとなることを避ける方法としては、公的年金の全加入者が国民年金保険料を負担する制度が考えられる(図表6)。この制度では、基礎年金に必要な費用を各個人が負担する形になるため、不公平がない制度と受け止められる可能性がある。しかし、基礎年金に必要な費用に対する会社負担分がなくなり、定額型の給付である基礎年金の費用を報酬比例型の保険料でまかなうという所得再分配機能もなくなるため、収入が少ないほど現行制度よりも負担が大きくなる¹³。この点を考慮しているかは明確でないが、第3号被保険者の廃止を求める提言には最終的な制度の姿として基礎年金の税方式化を提言しているものがある¹⁴。

図表 6 公的年金の全加入者が国民年金保険料を負担する場合の保険料【図表 4 と同じ世帯の場合・年額】



(注1) 筆者による粗い試算。凡例や給付への影響は図表5と同じ。
(注2) 図表5と同様に、基礎年金拠出金が全額不要になる影響で、厚生年金の保険料率が労使計で4.6ポイント低下すると仮定。

合は、現行制度では配偶者控除が適用されないため、廃止になっても影響がない。

¹³ 他の図表と世帯収入を揃えているため分かりづらいが、共働き世帯の片方(年収300万円)と年収600万円の単身世帯の負担(本人分と会社分の合計)の比を見ると、図表4や図表5では両者の収入に比例して1:2(図表4では55万円:110万円、図表5では53万円:106万円)だが、図表6では定額部分があるため1:1.7(61万円:103万円)である。

¹⁴ 脚注1で挙げた提言のうち連合と経済同友会のものが該当する。税方式化された基礎年金については、両団体とも基礎年金の給付を所得再分配機能を有する形に改めることを提言し、経済同友会は財源となる税を所得再分配機能を有するものとするとも提言している。

4 | 不公平感に関する整理：

厚生年金の適用拡大や第3号被保険者の縮小は必要だが、第3号の廃止では新たな不公平が発生

以上の考察をまとめると、次のように整理できる。

- 現行制度でも、第3号被保険者に収入がない完全な片働き世帯なら、負担と給付の関係は共働き世帯と同じになっている。
- 収入がある第3号被保険者世帯は有利になっているため、負担と給付の不公平をなくすには、全被用者に対する厚生年金の適用や第3号被保険者の収入基準のゼロ円への引下げが必要。
- 第3号被保険者制度を廃止して完全な片働き世帯収入が国民年金保険料を納める制度にすると、現行制度の公平さが崩れ、完全な片働き世帯に対する逆進的なペナルティになる。

第3号被保険者制度の廃止は提言としては分かりやすいフレーズだが、負担と給付の関係に対しては、全被用者に対する厚生年金の適用や第3号被保険者の収入基準のゼロ円への引下げとは異なる悪影響をもたらす。全被用者に対する厚生年金の適用や第3号被保険者の収入基準のゼロ円への引下げに加えて第3号被保険者制度の廃止まで行う必要があるかについては、負担と給付の関係とは別の視点で検討する必要がある。